

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十三号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県毒物劇物取扱者試験委員会の項の次に次のように加える。

奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員  
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条  
の四第一項の規定による一般用医薬品の販売又は授与  
に従事しようとする者の資質を確認するための試験の  
実施に関する事務

### 附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。